

町長出前トーク「ゆめを語ろう」実施要領

1. 目的

この要領は、町長自らが地域に出向き、町内で活動するグループ等と語り合う町長出前トーク「ゆめを語ろう」（以下「出前トーク」という）を実施し、建設的な意見交換をすることにより、協働のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

2. 対象

出前トークは、町内で活動するグループ又は町内に在住、在勤若しくは在学する概ね5人以上で構成された団体を対象に行うものとする。

3. 開催時間、場所等

- (1) 概ね60分程度とする。
- (2) 出前トークの開催場所は、町内とする。
- (3) 出前トークに係る施設の使用及び運営については、出前トークを申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の責任においてこれを行うものとする。

4. 申込み

申込者は、町長出前トーク「ゆめを語ろう」申込書により申込を行うものとする。

5. 費用の負担

出前トークの実施に係る会場使用料その他の費用は、申込者の負担とする。

6. 職員の出席

出前トークには、町長のほか関係職員が出席し、書記等の庶務を務めるものとする。

7. その他

- (1) まちづくりについての建設的な意見交換とするため、単なる要望や苦情相談を受けるもの、特定の個人等に対する中傷となるもの、特定の政党や宗教または営利を目的としたものは受け付けない。
- (2) 出前トークの周知方法は、広報ゆざ、町ホームページ等により行うものとする。
- (3) その他必要な事項は、関係課および実施する町民等が別途協議し定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年6月14日から施行する。